

令和3年（ネ）第247号 各原状回復等請求控訴事件

第1審原告（控訴人兼被控訴人、控訴人又は被控訴人） 今野秀則 外

第1審被告（被控訴人兼控訴人） 東京電力ホールディングス株式会社
外1名

準備書面（3）

令和5年3月13日

仙台高等裁判所第1民事部ア係 御中

第1審被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 岩 倉 正 和



同 戸 田 暁



同 江 口 雄 一 郎



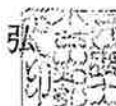
同 小 林 真 佐 志

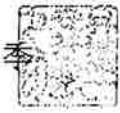





同 前 田 后 稔



同 小 古 山 和 弘



同	安	井	亜	
同	大	山	貴	
同	棚	村	友	
同	松	浦	克	

1 審被告東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、本準備書面において、1 審原告らの2023（令和5）年1月12日付「第1 審原告ら第9 準備書面～第1 審被告らの除染義務について～」(以下「1 審原告第9 準備書面」という。)
「第6 第1 審被告らに対する求釈明」に記載された求釈明事項のうち、東京電力に対する求釈明事項について、以下のとおり、いずれも、回答する必要性も相当性もないことを述べる。

1 求釈明事項「1」（1 審原告第9 準備書面27頁）に対する回答

1 審原告らは、「第1 審被告らは、本件放射線量低下請求に対し、その義務はないと主張しているが、今後、原発事故が起きても、その義務はないという主張なのか、それとも第1 審原告らの津島地区について除染義務はないが、今後、別の場所で、同様の事故が生じた場合には除染義務があるという主張なのか」を釈明するよう求めている。

しかしながら、1 審原告らの上記求釈明は、「今後、原発事故が起きても」という、本件事故とは関係のない将来における仮定に基づくものであり、東京電力が回答する必要性も相当性もない。

2 求釈明事項「2」（1 審原告第9 準備書面27頁）に対する回答

1 審原告らは、「第1 審被告らは、今後、放射性物質汚染対処特措法に基づき、長期的に1 mSvまで除染をする意思を有しているのかどうか」を釈明するよう求めている。

東京電力は、本件訴訟において1審原告らが請求している除染義務を負わない（東京電力準備書面（1））ので、長期的に1mSvまで除染をする意思があるのかについて回答する必要性も相当性もない。なお、除染等に関する事業については、放射性物質汚染対処特措法に則り、国により検討、方針決定されるものであり、東京電力は、同法に則り、引き続き、国が進める施策において、放射線モニタリングや除染技術など東京電力が保有する知見・ノウハウをもとに、最大限の人的・技術的協力を行っているものである。

3 求釈明事項「5」（1審原告第9準備書面28頁）に対する回答

1審原告らは、「第1審被告国は、特措法に基づく除染に関して、原賠法で第1審被告東電に賠償義務があるから、求償することができるとしている。第1審被告東電も同様に理解しているのか。除染義務がないのになぜ除染費用の賠償義務があるということになるのか、第1審被告らは、その理由を説明されたい。」と述べている。

また、1審原告らは、「原賠法上の義務として除染費用の賠償義務が含まれるとすれば、第1審原告らが除染をした場合でも除染費用の賠償義務があると解さないとい貫しないが、第1審被告東電は、第1審被告国が除染をした場合には除染費用の賠償義務を負うが、第1審原告らが除染をした場合には、除染費用の賠償義務はないと主張するのか。そうだとすれば、それはなぜか。」と述べている。

しかしながら、国が東京電力に対して求償できるのか否かについては、原賠法等の法令等の解釈に基づき判断される事項であるところ、本件訴訟は、国が東京電力に対して求償できるか否かが争われている訴訟ではなく、国が東京電力に対

して求償すると仮定した場合の法令の解釈について東京電力が本件訴訟において回答する必要性も相当性もない。

以 上